



平成 29 年 6 月 20 日

各 位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 濱中 眞紀夫
(コード：3185 東証マザーズ)
問合せ先 専務取締役管理本部長 田中 啓晴
(TEL. 072-761-9293)

親会社とのECプラットフォームのプランニング等に関する業務委託契約締結のお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 20 日開催の取締役会におきまして、親会社である R I Z A P グループ株式会社との間でグループ会社の EC (イーコマース) プラットフォームのプランニング等に関する業務委託契約 (以下「本契約」といいます) を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本契約締結の理由

当社はこれまで、生産から販売までを一気通貫で行う EC に特化したアパレル企業として事業を展開し、EC サイト構築から運営、拡大に至るまで、業績の浮き沈みも経験しつつ、EC ビジネスにおける様々なノウハウを積み上げてまいりました。一方、親会社グループの小売業態のグループ会社は、EC 化率が 90% を超える当社とは違い、商品のほとんどを実店舗で販売する、実店舗中心の事業形態を採る企業がほとんどであります。したがって、同グループ会社においては、EC 化拡大のニーズとそれによる収益拡大の可能性が多分にあり、当社は、前期より親会社及びグループ会社に対して、EC 化推進に関する意見を述べたり、実際に EC 支援を行うなどしてまいりましたが、今般、親会社である R I Z A P グループ株式会社と当社との間で、グループ全体の EC 化推進を加速化するため、当社がその中心的役割を担い、まずはニーズのあるグループ会社の EC プラットフォームのプランニング等に関する業務を行うことについて合意に至りましたので、その契約を締結することについて決定するものであります。

2. 本契約の内容

- | | |
|--------|--|
| ①概 要 | 当社が親会社である R I Z A P グループ株式会社より、グループ 6 社の EC 化を推進するにあたっての現状分析、EC プラットフォームにかかる上流工程のコンサルティングに関する業務及び EC 化を推進するにあたってのソリューション提案 (プランニング) に関する業務の委託を受け、これを受託するものであります。 |
| ②相 手 方 | R I Z A P グループ株式会社 |
| ③契約締結日 | 平成 29 年 6 月 20 日 (予定) |
| ④報 酬 | EC 化を推進するにあたっての現状分析に関する業務等にかかる報酬 50 百万円
EC プラットフォームにかかる上流工程のコンサルティングに関する業務にかかる報酬 60 百万円
EC 化を推進するにあたってのソリューション提案 (プランニング) に関する業務等にかかる報酬 90 百万円 |

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

①支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成 28 年 7 月 4 日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、本契約の締結は、当社がこれまで培ってきたECビジネスのノウハウを提供するものであり、その結果如何では継続的な業務の受注も期待できるものであり、当社にとって新たな収益の柱を確立することにも繋がるものであって、締結の必要性は高いと考えており、また、報酬として受領する金額の算定根拠にも合理性があることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引における対価につきましては、今回の当社の業務は通常の個々のEC支援に留まらないため、市場価格と比較することは困難であります。当社が創業以来行ってきたEC分野における知識、経験に基づく当社独自のノウハウを提供するものであり、当社としては相当な価値があると評価しており、当社の独立役員である社外取締役2名からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、本契約で合意する対価については、当社内の既存人員によって完了することができ、また、当社のノウハウは、当社が創業以来行ってきたEC分野における当社の知識、経験に基づく当社独自のものであり、当社としては相当な価値があると評価しているものであることに加え、今回の当社の業務は、個々の会社に対しての支援というだけでなく、親会社グループ全体の統一的なEC支援という側面もあるため、通常の個々のEC支援に留まらない面も有しており、これらの業務対価としては低額で行うようなものではないと言えるが、今回の対価の金額は当社の売上・利益への貢献が小さくないと想定され、当社も当該対価が十分経済合理性を有すると判断していることから、本件契約を締結することが少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以上